

介護テクノロジー導入効果検証協力事業所募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

本市では、介護従業者の負担軽減や定着、介護の質の向上を目的として、介護テクノロジーの活用を推進するため、令和元年10月より「介護テクノロジー活用推進事業（旧介護ロボット等活用推進事業）」（委託事業）を実施しております。

この事業の一環として、介護保険事業所における介護テクノロジーの導入効果を検証し、その結果を今後の介護テクノロジーの普及や活用推進に活かしていくための介護テクノロジー導入効果検証を行います。

そのため、当該効果検証にご協力いただく介護保険事業所を募集します。

なお、介護テクノロジー導入効果検証事業は「なごや福祉用具プラザ」のもとで行います。

※介護テクノロジーとは、介護ロボットやICT等のテクノロジーを指します。

「なごや福祉用具プラザ」について

平成9年事業開始。介護ロボットを含む約1000点の福祉用具の展示、福祉用具や住宅改修に関する無料相談、実習・研修を通じた介護知識・技術の普及を行っています。

平成25年から29年にかけて厚生労働省の「介護ロボット普及モデル事業」を受託、平成28年には「介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業」を実施し、介護ロボットを導入する事業所において、効果的な活用方法の構築を目指した取組みを行いました。

平成30年から令和2年、令和6年には厚生労働省より「介護ロボット（地域）フォーラム」を受託、現在も地域における介護ロボットのさらなる普及・導入支援を進めています。

2 募集対象事業所

(1) 募集数

2事業所

(2) 対象事業所

名古屋市内で運営する以下の事業所で、介護テクノロジーの導入を検討しており、効果検証に協力できる事業所。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム

※令和8年4月1日時点で開設後3年以上経過していること。

3 応募資格

- (1) 名古屋市内にある「2 募集対象事業所」を運営している法人
- (2) 介護保険法に規定する欠格事由等に該当しないこと
- ・介護保険法に規定する欠格事由に該当する場合は応募できません。
 - ・応募者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、応募を無効とします。また、暴力団員等でないかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。
- (3) 介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること
- 介護保険法を始め関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。
- また、下記に該当する法人（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は応募できません。
- ・応募書類提出時において、介護保険法及び老人福祉法その他法令に違反していると認められる法人
 - ・その他、市長が不適切と認める法人
- (4) 適正な事業計画の策定
- ・介護テクノロジーの導入効果検証を行う事業所において当該効果検証に協力可能な体制が整っていることを確認の上ご応募ください。
 - ・効果検証の実施にあたり、利用者のプライバシー保護や事故防止の対策をお願いします。

4 効果検証の内容

(1) 介護テクノロジーの種類

効果検証に使用する介護テクノロジーは、以下の種別のものであります。要件を満たす介護テクノロジーを協力事業所において用意していただきます。

どのような介護テクノロジーを使用するのかは、協力事業所として採択された後、なごや福祉用具プラザと調整の上、事業所の課題整理を踏まえて決定していただきます。

**移乗支援（非装着型）※、移乗支援（装着型）※、
移動支援、排泄支援（排泄予測）、排泄支援（検知、動作支援）、入浴支援**

※移乗支援（非装着型・装着型）については、過去に、当該事業で効果検証がなされている以下の機器を除く。

- ・床走行式リフト（メーカー問わず全て）
- ・移乗サポートロボット Hug
- ・ROBOHELPER SASUKE
- ・腰部サポートウェア ラクニエ

以下のアからウの全てを満たす機器を対象とします。

ア 目的要件

日常生活支援における、移乗支援（非装着型、リフトを除く）、移乗支援（装着型）、移動支援、排泄支援（排泄予測）、排泄支援（検知、動作支援）、入浴支援の場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるものであること。

- ・（参考）介護テクノロジー利用の重点分野の全体図と普及率
- ・（参考）介護テクノロジー利用の重点分野定義

イ 技術的要件

次の（ア）又は（イ）のいずれかを満たす機器であること

- （ア） センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う機器であること
- （イ） 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」「ロボット介護機器開発・標準化事業」「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」において採択された機器であること

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入又はリースできる状態にあること

（2）購入費用の補助について

協力事業所として採択された後に、効果検証に使用する機器について、新たに購入する場合は、購入費用に対する補助があります。（他の補助金との重複は不可）

ア 補助対象者 : 協力事業所を運営する法人

イ 補助額 : 購入費用の4分の3に相当する額
（ただし、補助上限額は、1事業所あたり1,000千円）

ウ 補助対象経費: 効果検証に使用する機器の購入費用
当該補助金を活用し複数台の購入も可能ですが、効果検証に使用する台数のみとします。

エ その他

- ・効果検証に使用する機器については、なごや福祉用具プラザと調整の上決定してください。
- ・パソコンやタブレット等導入効果検証以外の用途があるものについては補助の対象外です。ただし、他の用途に使用できないことを示す資料の提出があるときは、補助の対象と認められる場合があります。
- ・効果検証に使用する機器は購入を原則としますが、やむを得ずリースにより新たに導入を行う場合は、3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合補助金の対象となる経費は、初年度（申請した年度の年度末まで）に発生したリース料のみとします。
- ・補助金の交付にあたっては、効果検証への協力が条件です。
- ・補助金の交付にあたっては、協力事業所に選定された後、別途手続きが必要です。
- ・効果検証を途中で中止した場合やリースの3年契約を途中で解約した場合、また目的外で使用する場合には交付した補助金を返還していただくことがあります。
- ・既に事業所に導入されている機器と同種別の機器を追加する場合は、本事業の対象になりません。
- ・過去に本事業における協力事業所として採択されたことのある事業所については、導入効果検証を行ったことのない種別での応募の場合のみ受け付けます。

（3）効果検証の実施期間

令和8年10月から令和9年3月末まで

※セミナー等における効果検証の発表等の普及啓発については、令和9年度以降にご協力いただくこととなります。

(4) 効果検証の実施

効果検証の実施にあたっては、なごや福祉用具プラザの専門職（リハビリテーション工学技師、ソーシャルワーカー、作業療法士、看護師等）が一体となって協力事業所をサポートします。なごや福祉用具プラザと相談・調整しながら以下の内容について実施をお願いします。

ア 事業所に適した機器の導入

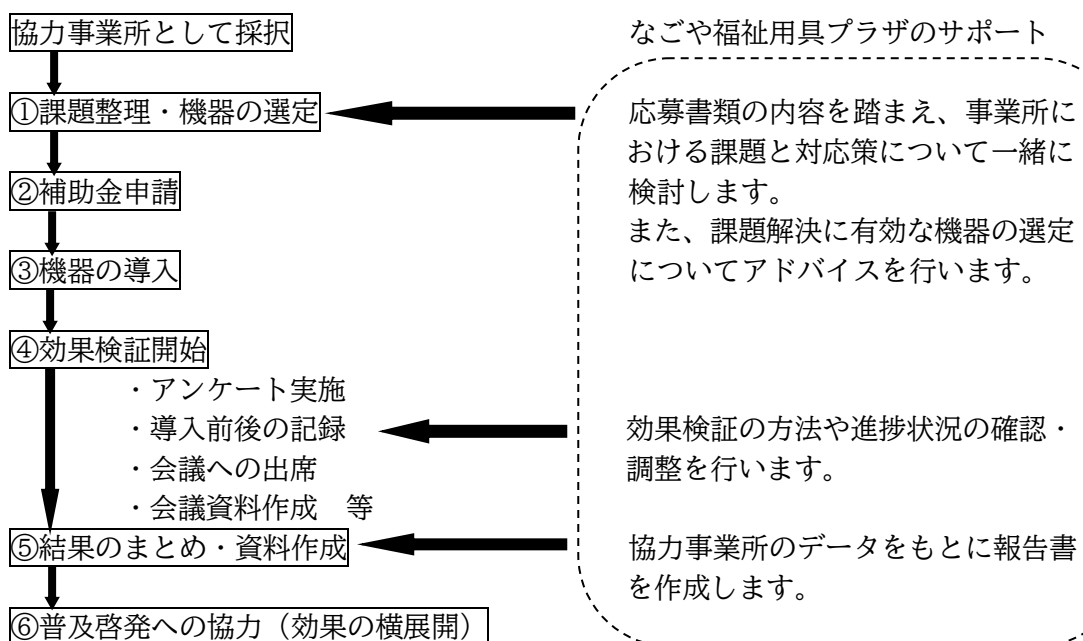
なごや福祉用具プラザと調整の上、事業所における課題を踏まえて業務改善の目標を設定し、機器を選定・導入する。

イ 介護職員への負担を分析するために必要なヒアリング・アンケート等への協力

ウ 機器を使用しての介護サービスの提供に伴う安全管理、利用者対応その他の事務（当該検証の対象となる利用者及びその家族の同意を書面で取得）

エ 効果検証のための会議への出席、資料作成（会議3回程度）

<効果検証の流れ イメージ>



(5) 協力事業所における協力内容（令和9年度以降に実施）

ア 他事業所・外部からの取材や見学等への対応

イ 本市及びなごや福祉用具プラザが実施するセミナー等での効果検証の発表（謝礼等の協力金あり）

ウ その他、効果検証により得られた成果の普及・啓発に係る事業への協力

5 応募方法

応募される場合は、別にお示しする応募書類を提出してください。

○応募書類の提出期限

令和8年6月15日（月）17時まで ※郵送の場合は6月15日必着

【事前相談及び書類提出先】

名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定担当（P6問い合わせ先と同じ）

（事前相談又は書類の持参等で来庁される場合は、来庁前に電話にてご連絡ください。）

※応募書類は、提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

6 今後の日程について（予定）

| 区 分 | 事 項 |
|-----------|---|
| 令和8年4月24日 | ○募集開始 |
| 令和8年6月15日 | ○「応募書類」の提出期限（法人→市） |
| 6～7月 | ○書類審査・ヒアリング ○評価委員より意見聴取 ○協力事業所の選定 |
| 8月 | ○選定結果の通知（市→法人） |
| 10月～ | ○効果検証開始 |

※上記日程については、事情により変更になることがあります。

7 選定方法と結果について

（1）審査

提出いただいた応募書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングを行います。

（2）選定

選定にあたっては、福祉分野等の有識者である複数の評価委員が、P7「介護テクノロジー導入効果検証協力事業所選定基準」に基づき採点を行います。評価点数の合計が高い順に採択しますが、採択は1つの種別につき原則1事業所までとします。

（3）選定結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和8年8月初旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

8 留意事項

- 提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また選定後において虚偽等が判明した場合にも採択を無効とさせていただきます。
- 応募書類提出以降の応募書類の内容の変更は認めません。
- 本市が必要と判断した場合は、書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 応募に関して必要な費用は応募者の負担とします。
- 提出書類については理由の如何に関わらず、返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成 12 年条例第 65 号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
- 応募いただいた後、あるいは、採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、辞退届（任意様式）を提出してください。
- 運営法人の方より、応募書類の提出をお願いします。代行申請は不可とします。
- 今回の募集に関しましては、当課の指導に従い手続き等を行っていただきます。また、応募いただいた計画が採択された場合についても同様です。
- 採択された場合は、提出いただいた応募書類の写しをなごや福祉用具プラザへ提供します。

9 問い合わせ先

ご不明な点等は、P8 質問送付票により令和 8 年 6 月 5 日までに FAX でお問い合わせください。後日回答いたします。

応募書類の提出は、次までお願いします。ご来庁時には、必ず事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

（問い合わせ・書類提出先）

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目 7 番 12 号 サカエ東栄ビル 3 階
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 栄分室（施設指定担当）
電話：052（212）6533 FAX：052（959）4155

介護テクノロジー導入効果検証協力事業所選定基準

| | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|----|-----------|--|----|
| ① | 効果検証の適性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護テクノロジーの導入に対する意欲 ・ 職員の負担軽減及び定着支援のための現在の取り組み ・ 現在事業所が抱える課題と導入する機器の効果に対する適性 | 30 |
| ② | 効果検証の実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果検証を行うための人員体制 ・ 効果検証を行うにあたっての職員への配慮 | 20 |
| ③ | 事業所の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の受入れ状況（事業所の稼働率） ・ 介護職員の配置状況 （サービス提供体制強化加算の取得状況） | 10 |
| 合計 | | | 60 |

※本事業に取り組むべき体制が整っていないと判断される場合には、評価点数に関わらず採択はできません。

※①及び②の合計点が25点未満の場合は採択されません。

※同点の場合は、「①効果検証の適性」の点数の高い方を優先します。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課 施設指定担当 宛

FAX : 052-959-4155

TEL : 052-212-6533

質問送付票

(介護テクノロジー導入効果検証協力事業所公募)

| | |
|-----|--|
| 送信日 | 令和8年 月 日 () |
| 送信元 | 法人名 : 事業所名 : TEL : FAX : 担当者 : |
| 件名 | |
| 質問 | |

令和8年6月5日(金)まで質問を受け付けます。